省　令

○経済産業省令第二十八号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、計量法（平成四年法律第五十一号）第四十条第一項、第四十六条第一項及び第四十九条第一項ただし書並びに計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第九条の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

計量法施行規則の一部を改正する省令

第三条第一号中「日本工業規格K〇〇五五の四・二」を「日本工業規格K〇〇五五（二〇〇二）の五・二」に改め、同条第二号中「日本工業規格Z八八〇二の七・二・二」を「日本工業規格Z八八〇二（一九八四）の七・二・二」に改める。

第十条第一項第五号を次のように改める。

五　積算熱量計に係るストレーナーの取替え又は清掃

第十一条第一項第八号を次のように改める。

八　積算熱量計に係る次に掲げる修理

イ　流量計量部の分解清掃

ロ　ストレーナーの取替え

ハ　表示機構の透明覆板の取替え

ニ　パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）

別表第一第六号を次のように改める。

六	ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）を製造する事業	ガラス製温度計	一　基準ガラス製温度計 二　温度検査槽

別表第一第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十	削除	
三十一	削除	

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条、第百十八条、第百二十条第一項、第百五十一条第一項から第三項まで及び第百六十条第一項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第十五章　ボンベ型熱量計

第一節　検定

第一款　構造に係る技術上の基準

第一目　表記事項（第五百七十八条・第五百七十九条）

第二目　材質（第五百八十条）

第三目　性能（第五百八十一条―第五百八十七条）

第二款　検定公差（第五百八十八条）

第三款　検定の方法

第一目　構造検定の方法（第五百八十九条―第五百九十二条）

第二目　器差検定の方法（第五百九十三条）

第二節　使用中検査

第一款　性能に係る技術上の基準（第五百九十四条）

第二款　使用公差（第五百九十五条）

第三款　使用中検査の方法

第一目　性能に関する検査の方法（第五百九十六条）

第二目　器差検査の方法（第五百九十七条）」

を「第十六章　ユンケルス式流水型熱量計

第一節　検定

第一款　構造に係る技術上の基準

第一目　表記事項（第五百九十八条・第五百九十九条）

第二目　材質（第六百条）

第三目　性能（第六百一条―第六百十条）

第二款　検定公差（第六百十一条）

第三款　検定の方法

第一目　構造検定の方法（第六百十二条・第六百十三条）

第二目　器差検定の方法（第六百十四条）

第二節　使用中検査

第一款　性能に係る技術上の基準（第六百十五条）

第二款　使用公差（第六百十六条）

第三款　使用中検査の方法

第一目　性能に関する検査の方法（第六百十七条）

第二目　器差検査の方法（第六百十八条）」

に、「第十五章　削除」を「第十六章　削除」に改める。

第十五条中「第百二十九条に規定する」を「日本工業規格B七六一一―二の五・二に規定する精度等級が」に改め、「、ボンベ型熱量計、ユンケルス式流水型熱量計」を削る。

第二十条の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十一条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条中「、第十五章」を削る。

第六十二条の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第七十一条第一項第一号ハ⑵を削り、同号ハ⑶中「前二号」を「前号」に改め、同号ハ⑶を同号ハ⑵とする。

第二百十六条から第二百十九条までを次のように改める。

第二百十六条から第二百十九条まで　削除

第二百二十一条第二項及び第二百二十九条（見出しを含む。）中「ベックマン温度計及び」を削る。

第二百三十一条から第二百五十三条までを次のように改める。

第二百三十一条から第二百五十三条まで　削除

第二百五十四条中「第二百三十四条」を「第二百三十条」に改める。

第二百五十五条第一項中「ベックマン温度計及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二百七十三条第一項中「（ベックマン温度計を除く。）」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。